

2007.1.19

文京区景観審議会御中

文京区景観審議会委員

齋藤 潮

元町公園にかかる都市計画変更について

拝啓

寒中お見舞い申し上げます。

さて、昨年12月25日付けにて、第16回文京区景観審議会の開催通知をいただきましたが、当方は、土木学会景観・デザイン委員会デザインワークショップにて、同日のほぼ同じ時間帯にプレゼンテーションすることがすでに決定していたため、残念ながら審議会に出席することができません。これは、日程調整の折にご説明したとおりです。

第16回の会合では、元町公園の都市計画変更問題が2番目の議題になると聞き及びましたので、同公園の成り行きに多大な関心を寄せているわたくしとしましては、議論の中に身をおくことのできないのはまことに断腸の思いでございます。

ただ、事前に会長の西村先生にご相談し、ご許可もいただきましたし、口頭で申し上げるよりもまとまった内容をお伝えすることもできると思ひ直し、文書にて元町公園問題について思うところを開陳するに至った次第です。当日の会合における発言のひとつとして取り扱っていただきたく、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

元町公園にかかる都市計画変更について、賛否両論の議論がさまざまな局面において巻き起こっていることはご承知のとおりです。このことについて、まず、第16回景観審議会がこのことが議論されることそれ自体の位置づけをまず確認したいと存じます。次いで、景観審議会のメンバーの一人として、計画変更にかかわる具体的な意見を申し上げます。

1. この件にかんする景観審議会の位置づけについて

(1) 行政手続き上の位置づけ

第16回景観審議会では元町公園にかかる都市計画変更が議論されることの、行政手続き上の位置づけはどうなっているのかという点をまず、確認したいと思います。

昨年12月22日に開催された第2回文京区都市計画審議会では、元町公園の件は継続審議となったと理解しております。2006年12月23日付け東京新聞(22面)によれば、「戸沼会長によると、年明けに、文化財保護審議会や景観審議会に区の一部保存案を何らかの形で評価してもらい、その上で次回の都計審を開くという」とあります。

①これが事実であるとする、都計審から景観審議会への正式な検討依頼があり、それを受けた審議の全部または一部を、第16回景観審議会でおこなうということのように見受けられますが、そのとおりだと考えてよろしいのでしょうか。また、それなら、都計審から、その審議内容の記録が景観審議会に送られてしかるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

②それとも、正式な依頼はないが、この件にかんする情勢に鑑み、都計審においても専門家集団への検討を重視する意味の発言があったようであるから、景観審議会としては検討をはじめておいてよかろうという趣旨で、実施されるものでしょうか。

かりに、②だとしても、議論の結果をいつまで、どこにどう持っていくかが示された上で、議論を系統的にすすめる必要があるかと存じます。この件の議論は、第16回会合で打ち切られるのか、それとも第16回会合では、ともかく(景観審議会ではおそらく)はじめて提示された計画変更案について担当者から説明を受け、疑問となる点を確認するにとどめ、これをめぐる具体的な討議は次回以降にするのか。これは大変重要な問題です。

この点を曖昧にしたまま、意見を述べよということなら、言葉は悪いですが、(主として、提示された計画変更に関心のない者)単なるガス抜きの会議になってしまいかねません。

行政手続きとしては、景観審議会が重要だと判断した案件について独自に審議し、しかるべき相手(区長? 都市計画審議会?)に上申することができるという公式の段取りがあるとも聞き及んでおりますが、今回の会合における議論はこのプロセス上に位置づけられるのか、そ

のあたりもきちんと議論すべきことだと考えます。

①②いずれにせよ、当面はメンバーが各自の信念にもとづいて発言を自由におこなうとしても、それだけで済ませるなら、都市計画審議会において意見集約をみなかったことの単なる再現でしかありません。それは懸命とは言えません。

それを回避するために、次の2つのことを覚悟することが必要だと考えます。

ひとつは、最終的には景観審議会としての見解をまとめる必要があると考えます（これについては、(2)意見集約のありかた に示しました）。

もうひとつは、景観審議会におけるこの件の検討には独自の工夫が費やされてしかるべきだと存じます。1月22日の配布図面だけでなく、現地における議論、あるいは暫定的でも模型（元町小学校や、新設を想定している体育館含む）をもちいて、現状と原案の対比を、正直に（パースはごまかしがきくので信用できない）、わかりやすく提示し、計画変更の内容を客観的に認識できるようにすること（詳細が決まらなると模型化できないというのは本末転倒で、詳細の提示がない段階で、計画変更にはうっかり同意できないとする見解が妥当）。加えて、これまで区に向けて発信された計画変更にかんする意見書をまとめて資料として提示し、何が論点となっているかを分析することなどの準備を経て討議することが、景観審議会の責任上も必要だと思います。

（2）意見集約のありかた

第16回会合も含め、景観審議会で、ともかくも元町公園の都市計画変更について、配布された資料をもとに意見交換が行なわれるとして、その意見はどのように扱われるのでしょうか。

これは、先の(1)とも関連しますが、景観審議会としてのまとまった見解を示すのか、それとも、景観審議会の構成メンバーの様々な意見を反対、賛成にわけて集約的に提示するのか、あるいは、メンバー個々別々の意見が記名式で羅列されるのか。個々別々の意見がもれなく開示されるのか、おおざっぱに整理されるのか。これも重要な論点だと考えます。

そして、かりに、景観審議会としては、満場一致でこれこれという結論には至らなかったとして、それをそのままそうでしたと提示するなら、それは景観審議会の存在意義が問われることにならうかと思えます。はじめから問題がむずかしいことがわかっている、審議の結果、やはりむずかしいことがわかったと答える程度なら、実際、時間の浪費であり、審議はしたという方便に加担するものでしかありません（そんなことはないと思いたいと思いますが、もしも区がそれを意図しているのであれば、あるいはそのように受け取られることがあるとすれば、それはゆゆしき問題です）。

ですから、景観審議会ですらまとまった見解が出せない（計画変更の見直しにも、変更案の実施にも決着しない）として、それなら、それだからこそ、「この計画変更については実施を保留すべきである」と表明しなくてはならないと考えます。

2. 元町公園の計画変更にかんする意見

結論から申し上げますと、わたくしは、今回の計画変更は見送るべきだと考えます。そうして、区民とともに、小学校を含む元町公園の将来像について、時間をかけて議論すべきだと思います。以下、そう考える理由を述べます。

(1) 元町公園の意義と実物保存の意味

これについては、数多くの「計画変更見直し論」が繰り返し述べていますし、会長ご自身が元町公園の歴史的意義について誰よりも深くご存知のことだと思いますので、ここに詳しく述べるのはあまり意味がないと存じます。そこで、ここでは、わたくしなりの着眼を述べるに留めます。

①東京の歴史的公園遺産としての希少性

東京の近代化にあつて、公園は都市に具備すべきものとして位置づけられ、その時代の情勢に応じて試行錯誤を経て生み出されてきました。元町公園成立の時代までの公園創出のエポックは、ほぼ以下の3つに集約されます。

太政官布達による公園（上野、浅草、飛鳥山、芝、深川 M6 境内地などを公園指定）

市区改正事業による公園（日比谷公園 M36 本格的という意味において最初の洋風公園）

震災復興事業による公園（復興3公園として隅田公園、浜町公園、錦糸公園。小公園として元町公園ほか52公園。小公園は小学校とセットで、乏しい用地を効率的に活用するだけでなく、日常の利用と防災拠点としての利用を念頭に、相互の連携的活用を意図して設計）

これらの多くはその後の都市状況によって変貌を遂げているが、日比谷公園までは、公園面積が大規模であるということもあって、後代の変更がその公園のもともとの性格に致命的な影響を与えることは免れてきた（日比谷公園では周囲のオフィスの日陰が、園内の植物に悪影響を及ぼすという訴えはありました）といつてよいと思います。

しかし、震災復興公園はいずれも原型を留めないほど変更されてきました。その中で、元町公園は、小学校との関係も含めて、唯一といつてよいほど原型が残存しています。元町公園は、公園創出の上記3エポックのうち、震災復興事業にかかる最後の遺産です。

②設計のユニークさ

ご承知のように、元町公園の敷地は外堀に面する斜面地を含んでおり、公園設計上は、その斜面をどれほど魅力的に造形するかという点で見るべきものがあります。カスケードを有する公園・緑地は全国的にみれば他にもありますが、問題は、外堀に面したこの崖の規模をどのように活用したのかという現場に即した工夫とスケール感覚にあります。大きな高低差と小さな高低差をバランスよく組み合わせている点、平坦地の規模と斜面との面積のバランス、細かく造り込んである部分とそうでない部分との対比、ひいては、小学校の建物の配置と非建ぺい地

とのバランスなど、見るべきものは数多くあります。

この設計は、当時のならいとして、役所の技師が設計しました。すべてをコンサルタントに発注して自らは設計をしなくなってしまった現在の日本のお役人は、この公園を見て、先輩がどんな思いと創意工夫とをここに込めたのか学ぶべきです。また縦割りが進んで、異なる管轄相互が協同で設計することを疎んじがちな日本のお役人は、公園と小学校の併設というアイデアが、ここにどのように盛り込まれているかを研究すべきでしょう。ここには、今や、日本の行政マンが制度改革の名のもとに失ってしまっていた専門性、市民のためによかれと思うことを実現するために、自ら工夫し、設計し、またその能力を琢磨するという専門性が、実物教科書として残っているとあってよいのです。

(2) 完全保存と一部保存

① 完全保存の限界

そうはいっても、元町公園と元町小学校とを、設計当初の用途も含めて完全に保存すべきだという主張に無理があるのはもっともです。たとえば、小学校は時勢からその機能を終えています。だからこそ、その現実を踏まえ、「計画変更見直し」を説く人びとの中から、校舎を別の用途に転用する工夫はないものかとの意見が出るのです。

公園はといえば、現在、そのありようが決してよい状態だとは言えません。しかし、その利用上の問題があるとすれば、ひとえに維持管理のありかたに帰すといつてよいと思います。維持管理が十分でなかったことをお役所の業務怠慢だと避難するつもりはありませんが、たとえば、樹木に手を入れ、雑草を取り除き、往時のままに整理整頓されたら、この公園を見直す人びとも増えるだろうと思います。その上で、トイレをどうするか、破損した箇所をどう修復するかといった現代的な対処が考案されてしかるべきだと考えます。

管理運営を役所にすべて押し付けず、区民が率先しておこなうようなしくみづくりも必要だと思います。この場合、「計画変更見直し」を説く人びとを巻き込まない手はありませんし、むしろ、頼もしい見方になってくれると信じています。

② 部分保存の問題点

この場合、変更を加える箇所とその規模が、小学校校舎も含む元町公園全体のバランスにどう影響するかが鍵となります。

たとえば、変更案の前提として、小学校も含む元町公園は事実上、おおきく4つに分割して考えられているようです。

小学校の敷地(公園も含む全体のおよそ1/2の面積)

元町公園北側で公園部分の2/3を占める平坦地(全体の1/3の面積)

元町公園南側で公園部分のおよそ 1/3 を占める傾斜地のうちの 2/3 の区域 A(全体の 1/9 の面積)

同、傾斜地のうちの 1/3 の区域 B(全体の 1/18 の面積)

です。

このうち、ほぼそのまま保存するのは区域 A、土地活用のために改修し、現状に近い形状に復帰させるというのが区域 B のようです。とすると、公園と小学校とを一体的に設計したこの空間全体のうち、 $1/2 + 1/3$ つまり、合計 $5/6$ は、ともかくがらりと様子が変わるということの意味します。このこと自体を軽く見ている以上、計画変更案で「歴史性の継承」を謳っても方便と受け取られて仕方がないと思います。

次に、区域 B に手を入れるのは「主要施設が少ないこと」を理由にしていますが、先にも触れたように、造り込んだ箇所とそうでない箇所とは互いに対比的に位置づけられているのであって、そこには重要な意味があります。地味ながらも、それに隣接する造り込みの多い部分との対応関係が図られて、場所と場所とが相互に位置づけられているのです。「主要施設が少ないこと」を理由にするあたり、事業主体が設計者のねらいを理解しているかどうか疑問であり、だからこそ、手を入れた後に「現状に近い形態に復帰」といっても似て非なるものが生まれる危惧を払拭できないのです。

その上で、さらに元町公園に与える影響の決定的なのは、小学校部分と区域 A,B との間に、高容積、高建ぺいの体育館をもってくるということです。これは崖の部分と崖上の平坦地の部分とのバランスを無視しているに等しい。また当該の平坦地も現状では高さが異なる 2つのエリアに分たれてそれを結ぶように設計されていますが、これもこの体育館建設によって失われます。

(3) 手続き論

①行政の役割

行政の施策が、所轄の行政区域内の人びとの全員の合意をとりつけることは不可能です。行政は大局的見地から、行政区域内の人びとの幸福をねがってさまざまな判断をすべきであり、その結果、時と場合によっては一部の反対を押し切ってなすべきこともあることは理解しております。

懸案の体育館新設は、文京区内におけるある種の大局的見地からの判断だと想像しますが、それはそれとして、問題は、その建設地が、なぜ、これまで述べたような濃密な意味を有する元町公園でなければならないのかという点にあります。

かりに、これが区長の決定であり、この決定を撤回することは区長の名誉にかかわることだと区長もしくは周囲がお考えであるとするなら、それはむしろ逆ではないかと考えます。一度決定したことで、世論をはじめとするさまざまな情報をその後に収集した結果、建設地としては不適當であると認識され、決定を撤回されるのであれば、それは英断なりと賞賛されこそす

れ、不名誉の誹りを受けることにはならないと存じます。

むしろ、都市計画審議会でも議論が終息せず、建設系の名だたる学会から計画変更見直しの嘆願書が出され、区民もさまざまに組織化して計画変更見直しの運動を展開しているという事実を無視することのほうが、後にしこりを大きく残すことになるかと存じます。

②元町公園の将来像についての議論

これだけ周辺に関心を集めている元町公園について、その将来像をどうするのか、区民や専門家を交えてはじめから議論を展開していく、ということが残された道だと考えます。反対運動を展開している人びとは、これだけ重要な公園の計画変更について、変更ありきで話が動いていること自体に不信感を募らせているようです。わたくしも、同感です。公共事業においてPIが常識化している今日、誇り高い文京区民と元町公園（小学校も含めて）の将来像を議論することなく、なんとか体育館建設を実現させようとするのは、あまりに無理があります。

将来像の議論の中には、小学校の新しい利用方法をどうするかということや、再利用するにしても、今のままでは使いづらいとか、防犯面から施設利用者を増やすことが重要だとか、いろんな意見が出される可能性があります。

それらを受けて、元町公園側が開いた「コの字」の平面をもつ小学校の特徴と構造はそのまま利用（耐震補強云々はまた別のお話です）して、校舎に、校庭を包む大屋根を掛けて全体をアトリウムとし、新しい魅力を創出するのはどうか。それなら、旧校舎と校庭、元町公園との関係を継承可能ではないか。たとえば、こんなアイデアが出てきても不思議はありません。それは、古いパリの都市軸の尊重し、その延長上に、新しい都市デファンス生み出したような、ああいふ仕事と通じるものでもあります。

以上です。

なお、わたくしの手元に、復興局長官々房計畫課 調査の栞 第十號、菊池書記官稿として「小公園の必要に就て」と題するものがありますので、コピーを提出いたします(表紙に見え消しの墨が入っていますが、原本のままです)。ここに、復興小公園をめぐって当時、行政の側にどのような切実な願いがあったかが綴られています。元町公園はそれを受け、かつ場所の地形的特徴を勘案して、当時のお役所の技術者が創意工夫の末に生み出したものだとご理解ください。

なお、これと同じ文書を、会長にもお送りしております。